

# 国民健康保険に加入されている方へ 産前産後期間相当分の保険税が免除されます！

## 対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産予定または出産した方で国民健康保険被保険者の方が対象です。妊娠85日以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含みます）。
- 出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

## 国民健康保険税の免除方法

- その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）相当分が減額されます。

|      | 3ヶ月前 | 2ヶ月前 | 1ヶ月前  | 1ヶ月後 | 2ヶ月後 | 3ヶ月後 |
|------|------|------|-------|------|------|------|
| 単胎の方 |      |      | 出産予定月 |      |      |      |
| 多胎の方 |      |      | 出産予定月 |      |      |      |

※産前産後期間相当分の所得割保険税と均等割保険税が年額から減額されます。産前産後期間の保険税が0円になるとは限りません。

※多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の3ヶ月前から6ヶ月相当分が減額されます。

※保険税が賦課限度額の場合は免除にならない場合があります。

- 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険税が減額されます。

| 令和5年8月 | 9月 | 10月 | 11月   | 12月 | 令和6年1月 | 2月 |
|--------|----|-----|-------|-----|--------|----|
|        |    |     | 出産予定月 |     |        |    |

※令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の保険税が減額されます。令和6年1月より前の期間については減額の対象とはなりません。

…対象期間

- 保険税が減額された場合、納めすぎになった保険税は原則還付されます。

## 届出に必要な書類

- ・ 産前産後期間に係る保険税軽減届出書
- ・ 本人確認書類（マイナンバーカード等）
- ・ 出産日（出産予定日）と出産した方の氏名が確認できる書類（母子手帳など）
- ・ 多胎妊娠の場合は確認することができる書類
- ・ 出生証明書など出産日および親子関係の分かる書類（出産後に申請する場合で被保険者と子が別世帯の場合）

## 届出先・問合せ先

勝浦市役所 税務課 課税係 TEL 0470-73-6623